

あなたの権利や財産を守る

せいねんこうけんせいど

『成年後見制度』

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、ひとりで物事を決めることに不安や心配のある方の権利や財産を守る制度です。制度は2つの種類に分かれています。

①「法定後見制度」

すでに判断能力が十分でない方を支援します

②「任意後見制度」

まだ元気なうちに将来支援してもらいたい内容と支援してほしい人を決めて契約しておきます

成年後見人等にしてもらえること



○入院や施設入居、
介護サービス利用時の
契約や手続きのお手伝い等



○よくわからずにした
契約の取り消し等



○保険料や税金の支払いや
お金の出し入れのお手伝い等

かがやけ！

なかさん
しんぶん

発行
中第3地域包括
支援センター

第23号

成年後見制度に関するご相談は中第3地域包括センターへ
ご連絡下さい。 ☎072-234-2006

生活の中で困っていることや、心配なことがありましたら、
お気軽にご相談ください。

中第3地域包括支援センター

(久世 福田 深阪 東陶器 西陶器)校区

堺市中区東山841-1

TEL 072-234-2006



LINE 公式アカウント

中第3



堺市

